

議案第93号

富士見市一般職の職員の給与に関する条例及び富士見市一般職の任期付
職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号）及び富士見市
一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第4号）の一部を改正す
る条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月24日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

人事院勧告等に伴い、富士見市一般職の職員の給与に関する条例及び富士見市一般
職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条
第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市一般職の職員の給与に関する条例及び富士見市一般職の任期付
職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 富士見市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第7号)の一部
を次のように改正する。

第16条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改
める。

第2条 富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」
に改める。

(富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成21年条例第4号)
の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分
の170」を「100分の165」に改める。

第4条 富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正
する。

第10条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、
「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定
は、令和3年4月1日から施行する。